



熊本県公報

第 1 2 6 6 9 号

平成 29 年 10 月 31 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○登録喀痰吸引等事業者の登録	（高齢者支援課）	2
○指定居宅サービス事業者の指定	（ 〃 ）	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	2
○指定居宅サービス事業者の指定	（ 〃 ）	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく事業者の指定	（障がい者支援課）	3
○定数漁業の許可申請期間	（水産振興課）	3
○鳥獣保護区の期間更新	（自然保護課）	3
○鳥獣保護区の期間更新	（ 〃 ）	4
○鳥獣保護区の期間更新	（ 〃 ）	4
○鳥獣保護区の期間更新	（ 〃 ）	5
○鳥獣保護区の期間更新	（ 〃 ）	5
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	5
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	6
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	6
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	6
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	7
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	7
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	7
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	7
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	8
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	8
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	8
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	8
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	9
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	9
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	9
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	9
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	10
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	10
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	10
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	11
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	11
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	11
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	11
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	12
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	12
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	12
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	12
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	13
○鳥獣保護区の指定の変更	（ 〃 ）	13
○鳥獣保護区特別保護地区の指定	（ 〃 ）	15
○休猟区の指定	（ 〃 ）	15
○休猟区の指定	（ 〃 ）	16
○休猟区の指定	（ 〃 ）	16
○休猟区の指定	（ 〃 ）	16
○休猟区の指定	（ 〃 ）	16
○休猟区の指定	（ 〃 ）	17
○特定猟具使用禁止区域の指定	（ 〃 ）	17
○特定猟具使用禁止区域の指定	（ 〃 ）	17
○特定猟具使用禁止区域の指定	（ 〃 ）	17

- 特定猟具使用禁止区域の指定の変更..... (自然保護課) 18
- 特定猟具使用禁止区域の指定の変更..... (") 18
- 特定猟具使用禁止区域の指定の変更..... (") 18
- 特定猟具使用禁止区域の指定の変更..... (") 18
- 特定猟具使用禁止区域の指定の変更..... (") 18
- 特定猟具使用禁止区域の指定の変更..... (") 19
- 特定猟具使用禁止区域の指定の変更..... (") 19
- 特定猟具使用禁止区域の指定の変更..... (") 19
- 登録特定行為事業者の登録..... (高齢者支援課) 19

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了..... (建築課) 20
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了..... (") 20
- 基本測量の実施..... (監理課) 20
- 公共測量の実施..... (") 20
- 地籍調査の成果の認証..... (技術管理課) 20
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了..... (建築課) 21
- 農用地利用配分計画の認可..... (農地・担い手支援課) 21
- 農用地利用配分計画の認可..... (") 21
- 農用地利用配分計画の認可..... (") 22
- 農用地利用配分計画の認可..... (") 22
- 農用地利用配分計画の認可..... (") 23

登 載 依 頼

- 有明海自動車航送船組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の公布..... (有明海自動車航送船組合) 24
- 有明海自動車航送船組合職員の旅費支給に関する規則の一部を改正する規則の公布..... (") 25

告 示

熊本県告示第 9 1 2 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）第 4 8 条の 3 第 1 項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第 4 8 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人八代愛育会 八代市二見本町 2 4 0 番地	地域密着型特別養護老人ホームキャッスル麦島 八代市古城町 1 9 3 8 - 1	4 3 1 1 0 0 3 1 9	平成 2 9 年 1 0 月 1 6 日	地域密着型介護老人福祉施設

熊本県告示第 9 1 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人外山胃腸病院	医療法人外山胃腸病院訪問看護ステーション	人吉市南泉田町 5 - 3 5	平成 2 9 年 1 1 月 1 日	訪問看護

熊本県告示第 9 1 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人外山胃腸病院	医療法人外山胃腸病院訪問看護ステーション	人吉市南泉田町 5-35	平成 29 年 11 月 1 日	介護予防訪問看護

熊本県告示第 9 1 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 29 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人外山胃腸病院	医療法人外山胃腸病院訪問看護ステーション	人吉市南泉田町 5-35	平成 29 年 11 月 1 日	居宅療養管理指導

熊本県告示第 9 1 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 29 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人外山胃腸病院	医療法人外山胃腸病院訪問看護ステーション	人吉市南泉田町 5-35	平成 29 年 11 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

熊本県告示第 9 1 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 29 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ネクスト 荒尾市万田 1 6 4 8 番地 3	合同会社 Next 荒尾市万田 1 6 4 8 番地 3 吉田 智則	就労継続支援 A 型 就労移行支援	平成 29 年 11 月 1 日

熊本県告示第 9 1 8 号

熊本県漁業調整規則（昭和 4 0 年熊本県規則第 1 8 号の 2）第 8 条第 2 項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第 3 項の規定により公示する。
平成 29 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
げんしき網漁業	げんしき網漁業	熊本有明海
流し網漁業	大目流し網漁業	不知火海

2 申請期間

平成 29 年 1 0 月 3 1 日から平成 29 年 1 1 月 6 日まで

熊本県告示第 9 1 9 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 8 条第 7 項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第 9 項に

において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 北向山鳥獣保護区
- 2 区域 大津町及び南阿蘇村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 337ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成38年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、大津町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第920号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 中松鳥獣保護区
- 2 区域 南阿蘇村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 898ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成38年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、南阿蘇村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第921号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 中谷ダム鳥獣保護区
- 2 区域 五木村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 81ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成38年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、五木村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第922号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 高原鳥獣保護区
- 2 区域 相良村、あさぎり町及び錦町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,740ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成38年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、相良村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第923号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 立田山鳥獣保護区
- 2 区域 熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 812ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成38年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、熊本市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第924号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 有明鳥獣保護区
- 2 区域 長洲町及び玉名市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 4,694ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、長洲町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策について

は、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第 9 2 5 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 8 条第 1 項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第 9 項において読み替えて準用する同法第 1 5 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。
平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 米原鳥獣保護区
- 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 4 2 5 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 2 9 年 1 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、山鹿市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第 9 2 6 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 8 条第 1 項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第 9 項において読み替えて準用する同法第 1 5 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。
平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 下巢鳥獣保護区
- 2 区域 小国町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 4 7 2 ター
- 4 存続期間 平成 2 9 年 1 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、小国町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第 9 2 7 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 8 条第 1 項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第 9 項において読み替えて準用する同法第 1 5 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。
平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 宮原鳥獣保護区
- 2 区域 小国町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 4 6 4 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 2 9 年 1 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、小国町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第928号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 山鹿鳥獣保護区
- 2 区域 産山村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 480ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、産山村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第929号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 乙姫鳥獣保護区
- 2 区域 阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 597ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、阿蘇市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第930号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 荻岳鳥獣保護区
- 2 区域 阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 250ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで

- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、阿蘇市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第 9 3 1 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 8 条第 1 項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第 9 項において読み替えて準用する同法第 1 5 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。
 平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 小牧羅漢鳥獣保護区
- 2 区域 南阿蘇村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 2 1 7 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 2 9 年 1 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日まで
- 5 鳥獣保護区に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、南阿蘇村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第 9 3 2 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 8 条第 1 項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第 9 項において読み替えて準用する同法第 1 5 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。
 平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 休暇村鳥獣保護区
- 2 区域 高森町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 4 8 0 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 2 9 年 1 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日まで
- 5 鳥獣保護区に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、高森町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第 9 3 3 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 8 条第 1 項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第 9 項において読み替えて準用する同法第 1 5 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。
 平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 小峰鳥獣保護区
- 2 区域 山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区

域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

3 面積 3ヘクタール

4 存続期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、山都町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第934号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 名称 豊福鳥獣保護区

2 区域 宇城市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

3 面積 240ヘクタール

4 存続期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、宇城市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第935号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 名称 豊内鳥獣保護区

2 区域 甲佐町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

3 面積 168ヘクタール

4 存続期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、甲佐町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第936号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 緑川鳥獣保護区
 2 区域 美里町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 690ヘクタール
 4 存続期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、美里町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第937号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 砥用小学校鳥獣保護区
 2 区域 美里町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 1ヘクタール
 4 存続期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、美里町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第938号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 河俣小学校鳥獣保護区
 2 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 1ヘクタール
 4 存続期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、八代市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第939号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 福浜鳥獣保護区
- 2 区域 津奈木町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 600ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、津奈木町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第940号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 水俣鳥獣保護区
- 2 区域 水俣市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 630ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、水俣市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第941号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 大野小学校鳥獣保護区
- 2 区域 芦北町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 3ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、芦北町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策について

は、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第 9 4 2 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 8 条第 1 項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第 9 項において読み替えて準用する同法第 1 5 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。
平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 瀬戸堤鳥獣保護区
- 2 区域 相良村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 2 6 3 へクタール
- 4 存続期間 平成 2 9 年 1 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、相良村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第 9 4 3 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 8 条第 1 項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第 9 項において読み替えて準用する同法第 1 5 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。
平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 市房ダム鳥獣保護区
- 2 区域 水上村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 2 8 5 へクタール
- 4 存続期間 平成 2 9 年 1 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、水上村等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第 9 4 4 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 8 条第 1 項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第 9 項において読み替えて準用する同法第 1 5 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。
平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 千巖山・松島鳥獣保護区
- 2 区域 上天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 8 0 0 へクタール
- 4 存続期間 平成 2 9 年 1 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、上天草市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第 9 4 5 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 8 条第 1 項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第 9 項において読み替えて準用する同法第 1 5 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 福連木鳥獣保護区
- 2 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 4 9 0 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 2 9 年 1 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、天草市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第 9 4 6 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 8 条第 1 項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第 9 項において読み替えて準用する同法第 1 5 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 御所浦鳥獣保護区
- 2 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 2, 1 6 3 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 2 9 年 1 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、天草市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第 9 4 7 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 8 条第 1 項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第 9 項において読み替えて準用する同法第 1 5 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 木葉小学校鳥獣保護区
- 2 区域 玉東町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 19ヘクタール
 4 存続期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで
 5 鳥獣保護区に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、玉東町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第948号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 名称 国見山鳥獣保護区
 2 区域 玉東町、和水町及び山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 330ヘクタール
 4 存続期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで
 5 鳥獣保護区に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、玉東町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第949号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 名称 彦岳鳥獣保護区
 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 634ヘクタール
 4 存続期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで
 5 鳥獣保護区に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、山鹿市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第950号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 斧岳鳥獣保護区
 2 区域 阿蘇市及び南小国町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 900ヘクタール
 4 存続期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、阿蘇市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第951号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定の変更をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 浦鳥獣保護区
 2 区域 宇城市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 145ヘクタール
 4 存続期間 平成29年11月1日から平成30年10月31日まで
 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、宇城市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第952号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 北向山鳥獣保護区北向山特別保護地区
 2 区域 大津町、南阿蘇村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
 3 面積 102ヘクタール
 4 存続期間 平成29年11月1日から平成38年10月31日まで
 5 特別保護地区の保護に関する指針
 鳥獣の生息環境を現状のまま保全することを基本とし、熊本地震からの創造的復興に係る取組みを行う際の特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な注意がなされるよう関係自治体等と調整を図りながら、柔軟に対応する。
 また、農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

熊本県告示第953号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該

休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 黒淵休猟区
- 2 区域 小国町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 940ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成31年10月31日まで

熊本県告示第954号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 市の俣休猟区
- 2 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 955ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成31年10月31日まで

熊本県告示第955号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 矢城休猟区
- 2 区域 水俣市、芦北町及び津奈木町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,610ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成31年10月31日まで

熊本県告示第956号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 境目休猟区
- 2 区域 球磨村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,455ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成31年10月31日まで

熊本県告示第957号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 ヤイラギ休猟区
- 2 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 970ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成31年10月31日まで

熊本県告示第958号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 鹿南休猟区
- 2 区域 熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 879ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成31年10月31日まで

熊本県告示第959号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 河原谷特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 玉名市及び玉東町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 122ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成38年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第960号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 前越特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 宇城市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 19ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成38年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第961号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 章鹿倉特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 山江村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 145ヘクタール
- 4 存続期間 平成29年11月1日から平成38年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第962号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域の指定の変更をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。
平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 玉名特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 玉名市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 787ヘクタール
- 4 存続期間 平成19年11月1日から平成30年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第963号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域の指定の変更をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。
平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 米渡尾特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 和水町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 275ヘクタール
- 4 存続期間 平成19年11月1日から平成30年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第964号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域の指定の変更をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。
平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 宮尾特定猟（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 荒尾市、玉名市及び長洲町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 712ヘクタール
- 4 存続期間 平成19年11月1日から平成30年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第965号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域の指定の変更をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。
平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 船山古墳特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 和水町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 100ヘクタール
- 4 存続期間 平成19年11月1日から平成30年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第966号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域の指定の変更をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。
平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 永特定猟具（銃器）使用禁止区域

- 2 区域 菊池市、合志市及び大津町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 430ヘクタール
- 4 存続期間 平成19年11月1日から平成30年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第967号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域の指定の変更をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。
平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 合志特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 合志市、菊陽町、大津町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 490ヘクタール
- 4 存続期間 平成19年11月1日から平成30年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第968号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域の指定の変更をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。
平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 竹の畑特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 産山村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 62ヘクタール
- 4 存続期間 平成19年11月1日から平成30年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第969号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域の指定の変更をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。
平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 人吉特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 700ヘクタール
- 4 存続期間 平成19年11月1日から平成30年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第970号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
平成29年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人八代愛育会 八代市二見本町 240番地	地域密着型特別養護老人ホームキャッスル麦島 八代市古城町19 38-1	431100319	平成29年10月16日	地域密着型介護老人福祉施設

公 告

熊本県公告第 6 2 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市幾久富字御手洗 9 5 3 番 1 の一部、同 9 5 3 番 2 の一部、同 9 5 4 番の一部及び同上庄字城山 1 8 9 番 3 の一部
3 1 3 . 9 0 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市幾久富 9 5 4 番地
澤田 清矢

熊本県公告第 6 2 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字峠 1 8 2 0 番 1
2 , 0 9 3 . 4 7 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
山口県宇部市大字東須恵字大浴 3 2 0 番地 1
社会福祉法人むべの里

熊本県公告第 6 2 9 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 1 4 条第 1 項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。
平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」整備業務）	平成 2 9 年 1 1 月 1 3 日から 平成 3 0 年 3 月 2 3 日まで	熊本市、菊池郡菊陽町

熊本県公告第 6 3 0 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定により菊陽町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 3 項の規定により公告する。
平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（2 級・3 級・4 級基準点測量）	平成 2 9 年 1 0 月 1 6 日から 平成 3 0 年 2 月 2 8 日まで	菊池郡菊陽町大字津久礼地内

熊本県公告第 6 3 1 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 1 9 条第 2 項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により公告する。
平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
高森町	平成 2 4 年度から 平成 2 5 年度まで	高森町大字矢津田の一部	地籍図及び地籍簿	平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日
南小国町	平成 2 4 年度から 平成 2 6 年度まで	南小国町大字満願寺の一部	地籍図及び地籍簿	平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日
阿蘇市	平成 2 4 年度から 平成 2 6 年度まで	阿蘇市波野大字波野の一部	地籍図及び地籍簿	平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

多良木町	平成 24 年度から 平成 26 年度まで	多良木町大字槻木 の一部	地籍図及び 地籍簿	平成 29 年 10 月 20 日
山都町	平成 25 年度から 平成 27 年度まで	山都町木原谷の一 部	地籍図及び 地籍簿	平成 29 年 10 月 20 日

熊本県公告第 6 3 2 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 29 年 10 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（一工区）
玉名市玉名字上徳 876 番の一部、同 877 番 1 の一部、同 878 番 1、同 882 番 1 の一部、同 882 番 3 の一部、同字阿弥陀田 1093 番の一部、同 1095 番の一部、同 1096 番の一部、同 1097 番の一部並びに里道及び水路の一部
6, 345.73 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
玉名市岩崎 163 番地
玉名市

熊本県公告第 6 3 3 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。
平成 29 年 10 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
山内 秀一	上益城郡嘉島町上仲間	上益城郡嘉島町大字上仲間字上屋敷 1084 番
坂井 信房	上益城郡嘉島町井寺	上益城郡嘉島町大字井寺字坪取 1160 番ほか 1 筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字井寺字苧田 2342 番
株式会社よしまつ	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字上高原 1 番 58
宮崎 成正	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折 1175 番ほか 13 筆
池田 武光	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字川辺字下七折 1202 番 1 ほか 19 筆

- 2 認可年月日
平成 29 年 10 月 24 日

熊本県公告第 6 3 4 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。
平成 29 年 10 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
白石 善博	上益城郡甲佐町横田	上益城郡甲佐町大字横田字丸山 688 番ほか 5 筆

松岡 敏則	阿蘇郡西原村宮山	阿蘇郡西原村大字河原字古閑 2 8 1 2 番 ほか 5 筆 〔一時利用地 阿蘇郡西原村大字河原字古閑 2 番 1 6 ほか 2 筆〕
林田 直行	阿蘇郡西原村宮山	阿蘇郡西原村大字宮山字日向 3 2 番 2 ほか 1 3 筆 〔一時利用地 阿蘇郡西原村大字宮山字日向 1 番 8 ほか 5 筆〕
福井 修	天草市新和町碓石	天草市新和町小宮地字下土蔵 1 6 4 3 番 1 ほか 2 筆
廣田 千佐子	天草市本町本	天草市本町本字前原 7 2 2 番 1

2 認可年月日
平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日

熊本県公告第 6 3 5 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
吉松 洵右	球磨郡あさぎり町免田西	球磨郡あさぎり町免田西字樋ノ上 3 4 5 6 番 1 ほか 7 筆

2 認可年月日
平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日

熊本県公告第 6 3 6 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人アグリ鹿島	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町鹿島字南割 1 7 9 1 番ほか 6 筆
農事組合法人アグリ鹿島	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町島地字壺〇番割 1 0 3 5 番 1 ほか 5 筆
村崎 正一	八代郡氷川町鹿島	八代郡氷川町島地字壺〇番割 1 0 3 5 番 1
前村 茂夫	八代郡氷川町鹿島	八代郡氷川町島地字四番割 3 4 2 番ほか 2 筆
山下 順治	天草市本町下河内	天草市本町本字平 2 6 4 番 1
株式会社ほたるの里城河原	天草市五和町城河原	天草市五和町城河原一丁目字山仁田 1 2 8 番 1 ほか 3 筆
園田 建治	天草市新和町大宮地	天草市新和町大宮地字中鶴 4 2 0 5 番
大新牧場森岡畜産合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前 4 6 4 7 番
山本 容一	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字西本浦 1 0 0 4 番 2
新和パレット合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字丸山ノ前 2 3 0 番 1
小辻 新	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字大入道 8 3 1 番 1 ほか 2 筆

福井 修	天草市新和町碓石	天草市新和町小宮地字春田 6 5 3 番 1 ほか 3 筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字春田 6 5 1 番 1 ほか 1 筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字西本浦 1 0 0 5 番 2 ほか 2 筆

2 認可年月日
平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県公告第 6 3 7 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
栗原 嘉博	菊池市稗方	菊池市稗方字小畑 9 1 5 番 1 ほか 2 筆
株式会社もやいネット真城	菊池郡大津町真木	菊池郡大津町大字真木字西八窪 4 2 1 番 1 ほか 6 6 筆
坂崎 誠	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字廣牟田 2 7 番
末永 真一	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字廣牟田 5 3 番
藤尾 秀樹	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字古牟田 8 2 番
株式会社園田農園	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字東十町 5 3 6 6 番
有限会社アグリ大浜 2 1	玉名市大浜町	玉名市大浜町字牟田口 1 1 3 3 番 1 1 7 ほか 1 筆

2 認可年月日
平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

啓 事 依 頼

有明海自動車航送船組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月三十一日

有明海自動車航送船組合
管理者 西田 寿美生

有明海自動車航送船組合条例第二号

有明海自動車航送船組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

有明海自動車航送船組合職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年有明海自動車航送船組合条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項に次のただし書きを加え、同条第二項を次のように改め、第三項を削る。

ただし、長崎県内及び熊本県内の旅行の場合における日当の額は定額の二分の一に相当する額による。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める特定地域内の旅行をする場合については支給しない。

第二十条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、長崎県内、熊本県内及び特定地域内の旅行の場合における宿泊料の額は、定額の範囲内で宿泊に要した実費額とする。

第二十六条第一項を次のように改める。

鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合には、それぞれの実費額

第二十六条第一項第三号中「第二項第二号又は第三号」を「各号」に改める。

第二十七条の見出し中「以外の」の下に「同一」を加え、同条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 第十九条第二項に規定する旅行のうち鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合はその実費額

二 第十九条第二項に規定する旅行以外の旅行のうち公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合でその実費額が当該旅行について支給される同条第一項の規定による日当の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の有明海自動車航送船組合職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

有明海自動車航送船組合職員の旅費支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月三十一日

有明海自動車航送船組合
管理者 西田 寿美生

有明海自動車航送船組合規則第四号

有明海自動車航送船組合職員の旅費支給に関する規則の一部を改正する規則

有明海自動車航送船組合職員の旅費支給に関する規則（昭和三十二年有明海自動車航送船組合規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号の次に次の一号を加える。

三 外国への旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた額の範囲内の額

第六条第一項第三号、同条第二項及び同条第三項を次のように改め、次の一項を加える。

三 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

2 前項一号又は第二号の規定により路程を計算し難い場合には、当該各号の規定にかかわらず、前項第三号の規定に準じて計算することができる。

3 第一項第三号の規定による陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。

6 外国旅行の旅費の計算上必要な陸路の計算は前五項の規定の趣旨に準じて行いものとする。

第十条を次のように改める。

（特定地域）

第十条 条例第十九条第三項に規定する特定地域は次のとおりとする。

- 一 長崎県のうち、雲仙市、島原市、南島原市、諫早市
- 二 熊本県のうち、荒尾市、玉名市、玉名郡内の町、熊本市北区植木町
- 三 福岡県のうち、大牟田市

第十一条第一項中「別表第一の」の下に「二」を加え、「大阪市」を「の特別区の存する地域並びに大阪市」に改め、「第一項第一号」を「第二項第一号から第五号まで」に改め、「甲地（以下「甲地」を「地域相当の級地（次項において「特定級地」に改める。

同条第二項中「別表第一の」の下に「二」を加え、「甲地以外の甲地とする。」を「地域以外の地域で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市のうち、特定級地とする。」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の有明海自動車航送船組合職員の旅費支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。